

ニュース詳細

電気柵の感電事故 漏電防止など安全対策捜査

7月20日 19時08分



19日、静岡県西伊豆町で、家族連れなど7人が川岸に設置された動物よけの電気柵で感電し、男性2人が死亡した事故で、警察は20日朝から現場の状況を詳しく調べ、電気柵に漏電を防ぐ装置が備えつけられていたかどうかなど、安全対策に問題がなかったか、詳しく調べ

ています。

19日夕方、静岡県西伊豆町一色で、親戚の家に遊びに来ていた2組の家族など合わせて7人が、川岸に設置されていた動物よけの電気柵で相次いで感電し、川崎市宮前区の尾崎匡友さん（42）と、神奈川県逗子市の岩村知広さん（47）の2人が死亡したほか、岩村さんの妻と8歳の長男が重傷、ほかの3人が軽いけがをしました。

警察は20日朝から現場で事故の原因となった電気柵の状況などを調べました。これまでの調べで、岩村さんの長男が電気柵に触れたあと、電線の一部が川の中に垂れ下がったとみられています。この電線には対岸の納屋にある100ボルトの家庭用のコンセントから電気が流れていたことが分かりました。この方法で電気柵に電気を流す場合、法律では電源付近に漏電を防止する装置を設置するよう定めているということで、警察は、事故が起きた電気柵にそうした装置が備えつけられていたかどうかなど、安全対策に問題がなかったか、詳しく調べています。

電気柵 専用の電源装置が必要

警察によりますと、7人が感電した原因となった電気柵は、現場近くの住民がシカからあじさいを守るため、設置していました。

7人が感電した川には切れた電線がありました。この電線は電気柵の一部で、すぐ近くにある橋を伝って、およそ25メートルほど離れた対岸にある納屋まで延びています。この納屋には家庭用の100ボルトのコンセントがあり、そこから電気柵に電気が流れていたということです。

電気柵のメーカーで作る「日本電気さく協議会」の宮脇豊会長は、今回の事故について、「正しく使用していれば、人体に影響が出るような事故が起きることは考えづらい。設置状況を詳しく調べる必要があると思う」と話しています。

宮脇会長によりますと、電気柵を設置する際、家庭用コンセントなどから直接、電気を流すことは法律で禁止されていて、断続的にしか電気が流れない専用の電源装置を使うよう定められています。協議会に加わっているメーカーでは、電源装置を製作する際の基準として、電気の流れる間隔を1秒以上開け、3000分の1秒ほどと瞬間的に電気が流れるようにしているということです。電気柵に流れているのは6000ボルトから1万ボルトと高圧ですが、瞬間的なため、動物が触れても死ぬことはなく、驚かして近づかないようするためのものだということです。さらに国は、人が簡単に立ち入ることができる場所に30ボルト以上の電源から電気を供給するときは、漏電時に電気を遮断する安全装置を設置するよう求めています。

川での感電 比較的弱い電流でも大事故に

感電事故に詳しい、消費者庁の消費者安全調査委員会の専門委員を務める、技術士の森山哲さんは、「川の中では、水が流れる方向に関係なく電気は流れ、人間の体もおよそ6割が水で出来ているため、電気を流しやすい。川の中にいて、いったん体に電気が流れると、筋肉が収縮して動けなくなり、さらに長時間体に電流が流れつづけることで、心臓の動きも乱れてしまう。このため、川の中では、陸上での感電に比べて、比較的弱い電流でも死に至る可能性が高くなる」と話しています。